

可住地割合と都市計画区域

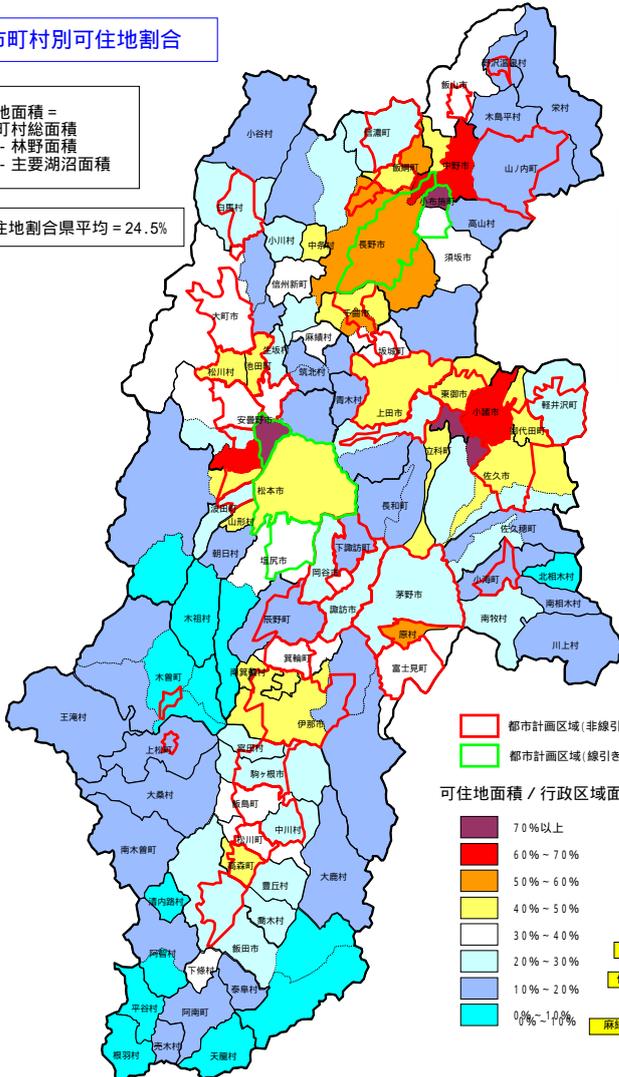
資料 - 5

可住地面積の割合
(出典：総務省統計局「社会生活統計指標」H15.10.1現在)

市町村別可住地割合

可住地面積 =
市町村総面積
- 林野面積
- 主要湖沼面積

可住地割合県平均 = 24.5%

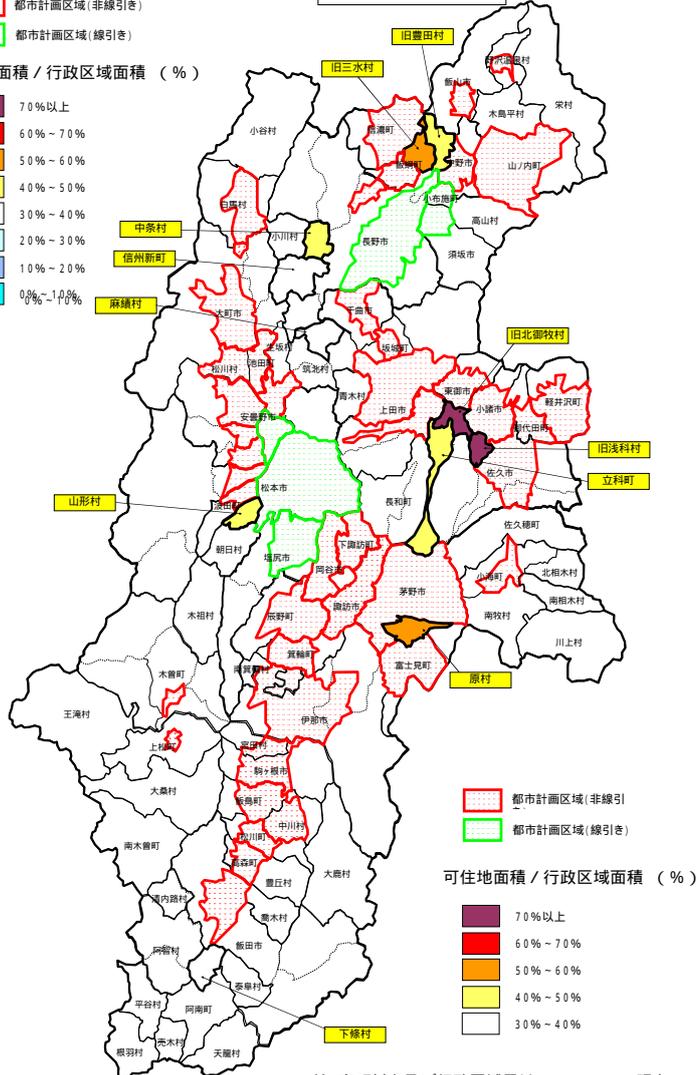


注) 市町村名及び行政区境界は、H18.3.31現在

可住地面積割合が概ね県平均以上で都市計画区域未指定の市町村は、東御市(旧北御牧村)、佐久市(旧浅科町)、原村、飯綱町(旧三水村)などである。

可住地割合が比較的高いものの都市計画区域未指定の市町村

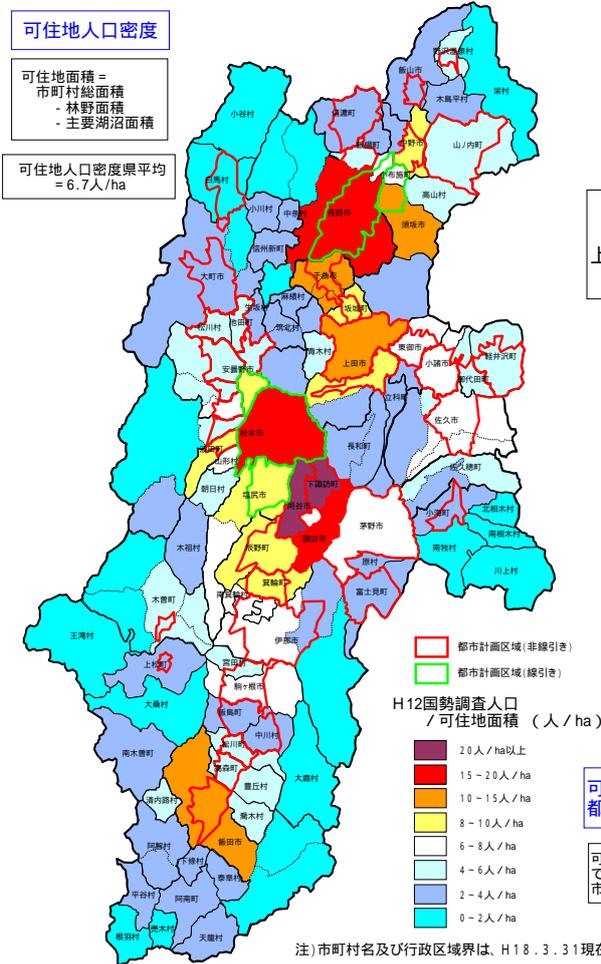
可住地割合30%以上で都市計画区域未指定の市町村をピックアップ



注) 市町村名及び行政区境界は、H18.3.31現在

可住地人口密度と都市計画区域

可住地の人口密度
 (出典: 可住地面積「社会生活統計指標」、人口「H12国勢調査」)

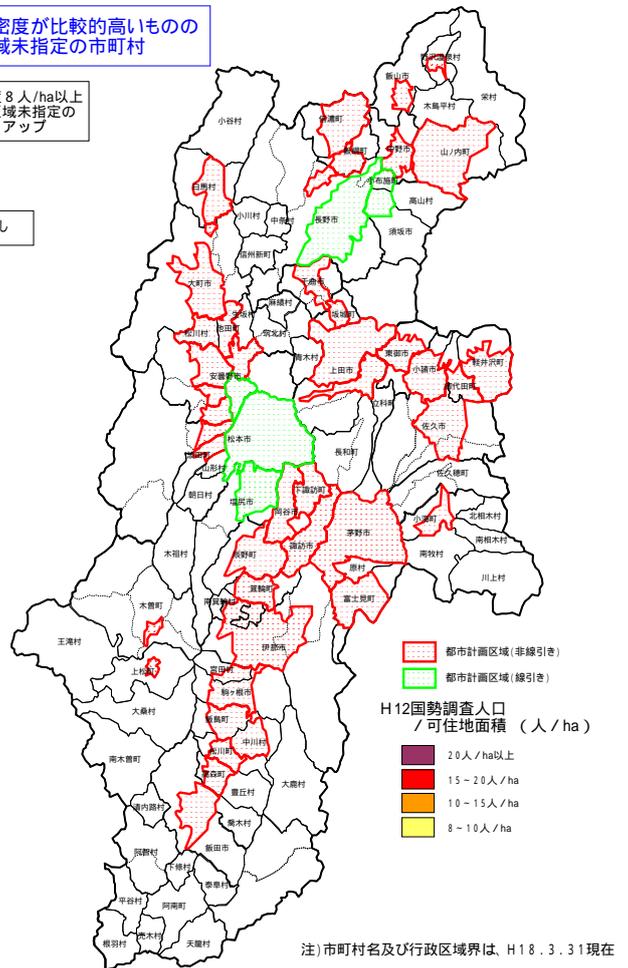


県内の可住地における人口密度が比較的高い(概ね県平均以上)市町村は、既に都市計画区域が指定されている。

可住地人口密度が比較的高いものの都市計画区域未指定の市町村

可住地人口密度8人/ha以上で、都市計画区域未指定の市町村をピックアップ

なし



都市計画区域指定と都市計画決定の経過

(平成18年3月31日現在)

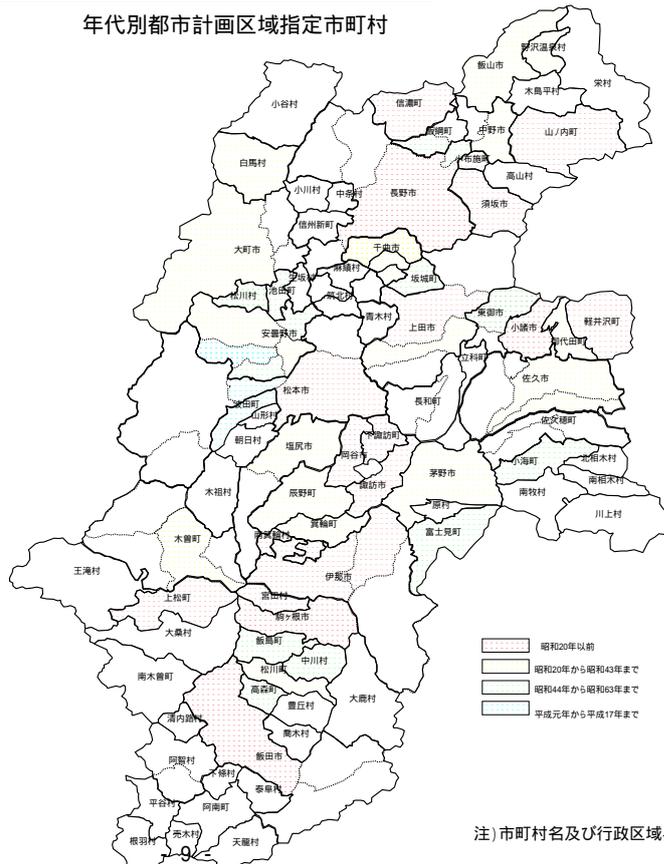
都市計画区域	指定年月日	用途地域	準防火地域	風致地区	道路	公園	下水	地区計画	備考
小海	S56						H6		
小諸	S9	S49	S33 防		S15	S31	S58		S29合併、S35区域拡大
軽井沢	S12	S30		S30	S30	S30	S62	H10	S26軽井沢国際親善文化観光都市
佐久	S26	S40	S38 準		S28	S31	S48	H9	
上田	S2	S26	S27 準		S37	S27	S42		S45、S48合併、S50区域拡大
丸子	S25	H14			S27	S54	H5		
東御	S49	S53			S53	S54	S59	H10	
岡谷	S10	S52	S24 準		S17	S56	S49		
諏訪	S10	S36	S24 準		S35	S32	S46	H7	
茅野	S31	S52			S33	S48	S50		
下諏訪	S11	S50			S28	S27	S49	H10	
富士見	S50	S58			H4		H2		
伊那	S9	S43	S33 防		S24	S39	H1		
駒ヶ根	S9	S48	S34 防		S36	S35	S62		
辰野	S25	S49			S31	S46	S62		
箕輪	S34	S49			S35	S48	S63		
飯島	S50	S54			S55	S56	H5		
飯田	S9	S24	S24 準		S24	S28	S34	H14	S22飯田市大火
松川	S37	S48			S43	S43	H3		
高森	S50	S54			S54	S54	H7		
木曾福島	S25	S49			S26		H4		
上松	S14	S25	S25 準		S25	S50	H12		
松本	T14	S13	S24 準	S15	S7	S29	S26	H4	
埴川	H14								
埴尻	S26	S46	S43 準	S40	S28	S50	S47	H3	S34(広丘他)、S36(洗馬)合併、S39区域拡大
明科	S50					S51	H5		
波田	H7	H17			H11			H16	
豊科	S29	S48			S30	S48	H3	H4	
穂高	S29	S51			S33	S41	H2		
三郷	S60					S60	H4		
堀金	H2				H7	H2	H4		
大町	S24	S48	S34 準	S40	S26	S43	H2		S29合併、S31区域拡大
池田	S50					S2	H6		
白馬	S35				S37		H1		
更埴	S34	S40			S40	S46	H3		
戸倉上山田	S25	S49			S28	S44	H3		平成15年9月、千曲都市計画区域として統合
坂城	S47	S52		S52					
須坂	S9	S47			S15	S45	S60	H7	
中野	S25	S47			S29	S27	S51	H7	
山内	S13	S48		S14	S33	S42	S52		S30合併、S32区域拡大
飯山	S25	S48	S27 準		S28	S48	H3		
野沢温泉	S35					S36			
長野野	T14	S5	S24 準	S14	S5	S5	S42	H3	S41合併、区域拡大
飯網高原	H15						H15		
信濃	S11	S55		S11	S60		H1		
牟礼	S58						H1		

県内の都市計画区域は大正14年に長野・松本において初めて指定され、現在までに46区域(更埴と戸倉上山田が千曲都市計画区域になったため45区域)が指定されている。

区域指定の多くは、道路・公園等の都市施設決定を目的として行われているが、信濃・山ノ内・軽井沢・飯網高原は風致地区決定等の「保全」を主な目的としている。

区域指定後最初に決定した都市計画事項

年代別都市計画区域指定市町村



注)市町村名及び行政区境界は、H18.3.31現在

都市計画税の課税状況

都市計画税の概要と県内の課税状況等

1 税の目的

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業等を行う市町村においてその事業費に充てるため、目的税として課税されるものです。都市計画税を課すか否か、その税率をどの程度にするかは、地域における都市計画事業の実態に応じ、市町村の自主的判断（条例事項）に委ねられています。

都市計画事業 = 「都市計画施設」の整備に関する事業及び市街地開発事業（都市計画法第4条第1「都市計画施設」は、次に掲げる施設である。（都市計画法第11条第1条）
 1 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
 2 水道、緑地、広場、墓園、その他の公共空地
 3 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

県内45都市計画区域44市町村（H19.4.1現在）において、都市計画税を課税しているのは23市町村であり、このうち用途地域のみで課税しているのは9市町村で、その他14市町村は都市計画区域の全域または一部に課税している。

2 税の概要

(1) 納税義務者 課税対象となる土地又は家屋の所有者（賦課徴収は固定資産税と合わせて行われる）

都市計画区域		非線引き区域
線引き区域	市街地調整区域	
市街化区域	市街化調整区域	
全	区域	都市計画事業の受益が及び区域として条例で都市計画区域の全部又は一部の区域を課税区域として定めた区域

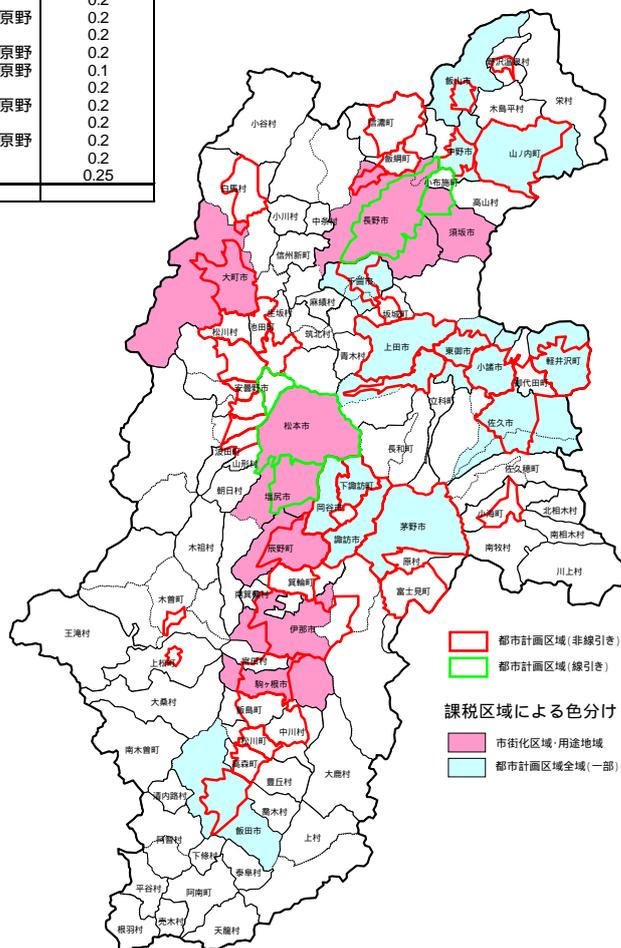
(3) 税額の算出 土地又は家屋の課税標準額 × 税率
 (4) 税率 0.3%を限度として、市町村の条例で定める
 (5) その他 小規模住宅用地等による課税の特例がある

3 県内の状況

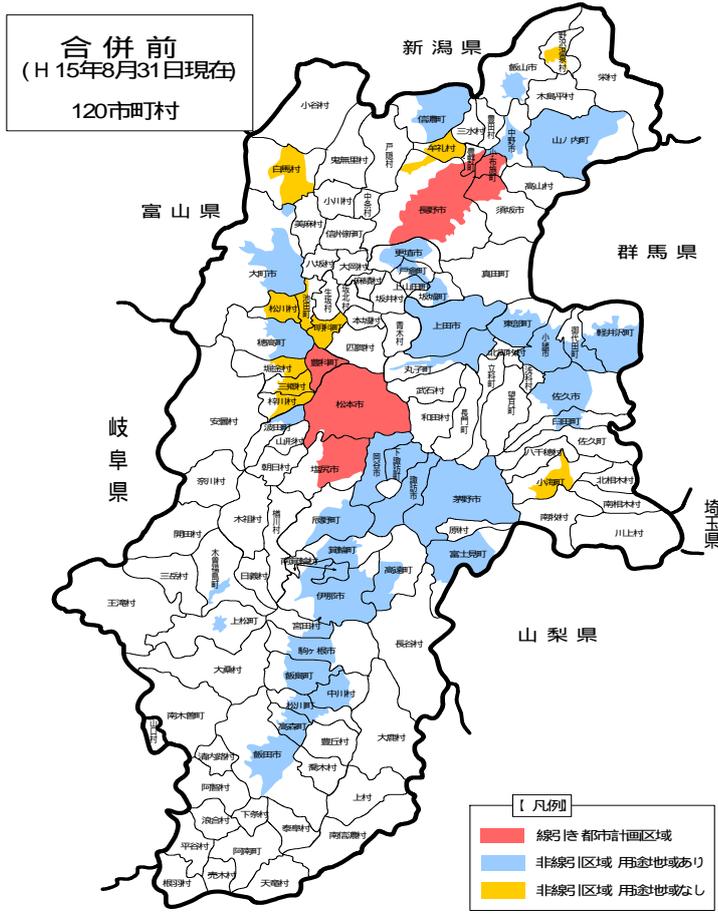
(平成19年4月1日現在)

	市町村名	区域名	課税区域		課税除外	税率 (%)
			市街化区域 (用途地域)	都市計画区域 (全体、一部)		
線引き	長野市	長野市			除外なし	0.3
	須坂市	須坂市			除外なし	0.2
	上田市	上田市			除外なし	0.2
	岡谷市	岡谷市			除外なし	0.2
非線引き	飯田市	飯田市			農用地、山林、原野	0.2
	諏訪市	諏訪市			農用地、山林、原野	0.2
	小伊賀市	小伊賀市			農用地、山林、原野	0.2
	根川町	根川町			農用地、山林、原野	0.2
	中野市	中野市			農用地、山林、原野	0.2
	大野市	大野市			農用地、山林、原野	0.2
	飯山町	飯山町			農用地、山林、原野	0.2
	佐久市	佐久市			農用地、山林、原野	0.2
	御代田町	御代田町			農用地、山林、原野	0.2
	軽井沢町	軽井沢町			農用地、山林、原野	0.2
	下諏訪町	下諏訪町			農用地、山林、原野	0.2
	辰野町	辰野町			農用地、山林、原野	0.2
	山内町	山内町			農用地、山林、原野	0.2
	23市町		9市町	14市町	(一部)	除外なし

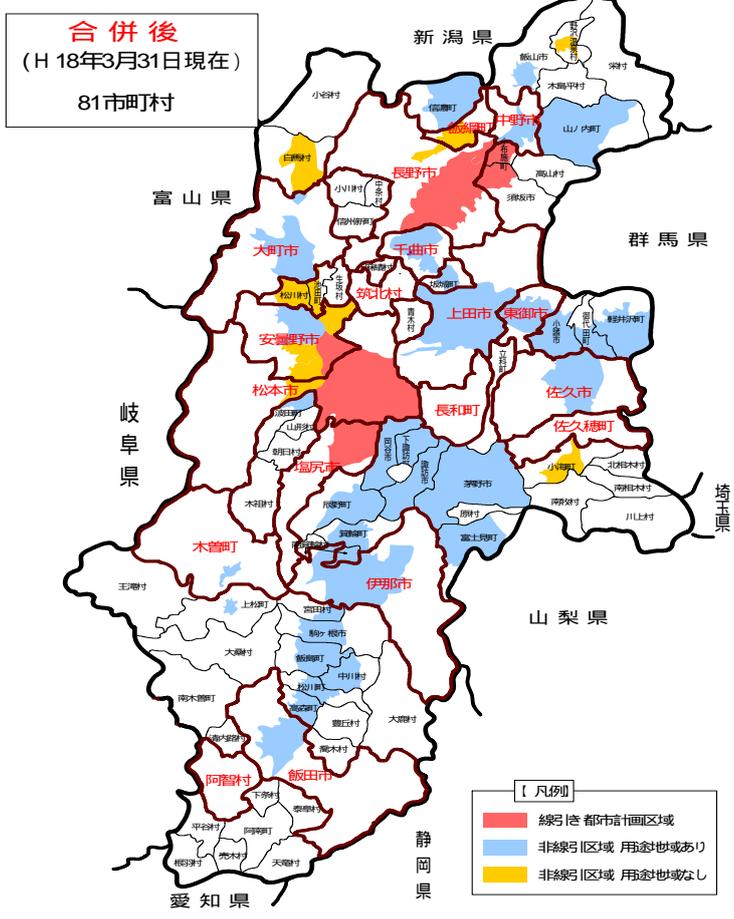
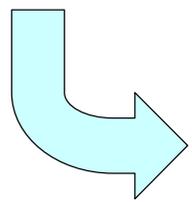
市町村別都市計画税の課税区域の状況 (H19年度都市計画課調べ)



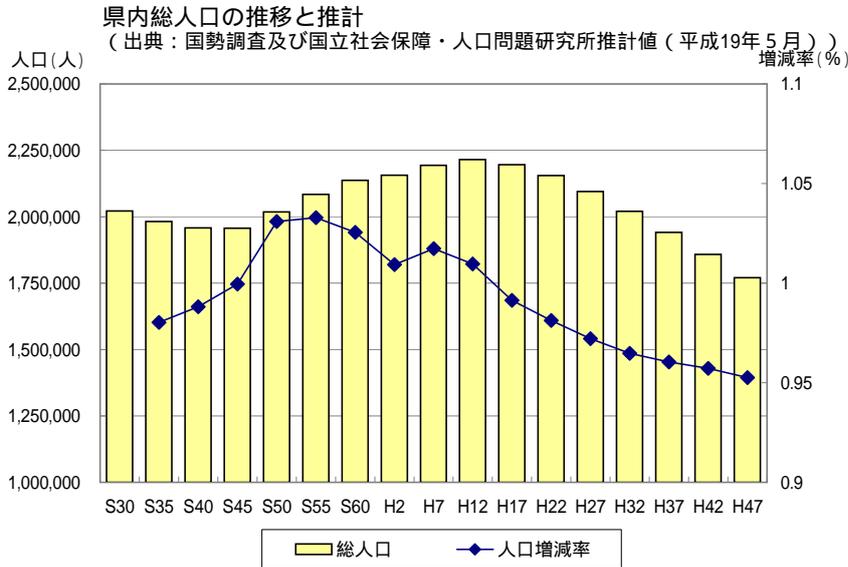
市町村合併の状況



市町村合併により、1つの行政区域内に複数の都市計画区域が存在する市町村が、合併前から長野と飯綱高原の2つの都市計画区域が存在していた長野市を含め、平成18年3月31日現在、4市(長野市、松本市、上田市、安曇野市)となる。



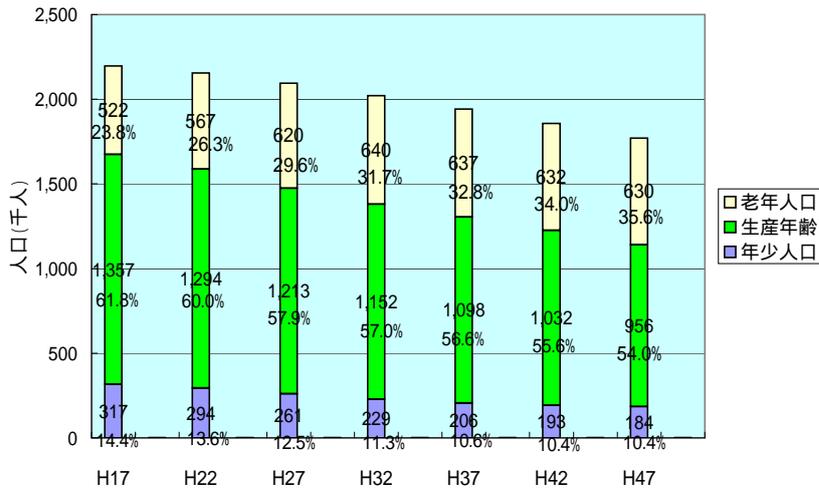
県内総人口の推移と推計



県内総人口は平成12年には220万人を超えたが、平成17年国勢調査では、平成12年より約1万7千人減少した。

将来推計では、今後長期にわたって総人口は減少し、平成37年には約194万1千人まで減少すると見込まれている。

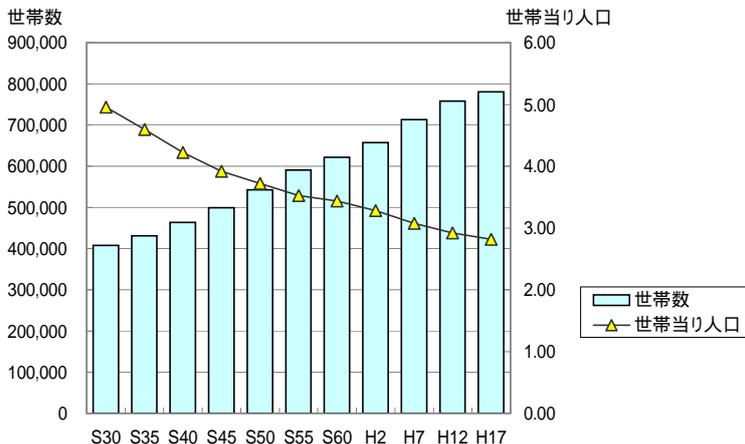
県内総人口の年齢別推計
 (出典：国立社会保障・人口問題研究所推計値(平成19年5月))



平成12～17年で人口増加率・減少率の大きい市町村(出典：国勢調査)

順位	市町村	増加率(%)
1	山形村	6.6
2	軽井沢町	6.0
3	御代田町	5.5
4	茅野市	4.1
5	松川村	3.8
6	安曇野市	3.6
7	高森町	3.6
8	原村	3.5
9	波田町	3.3
10	下條村	3.3

県内世帯数と世帯人口の推移 (出典：国勢調査)

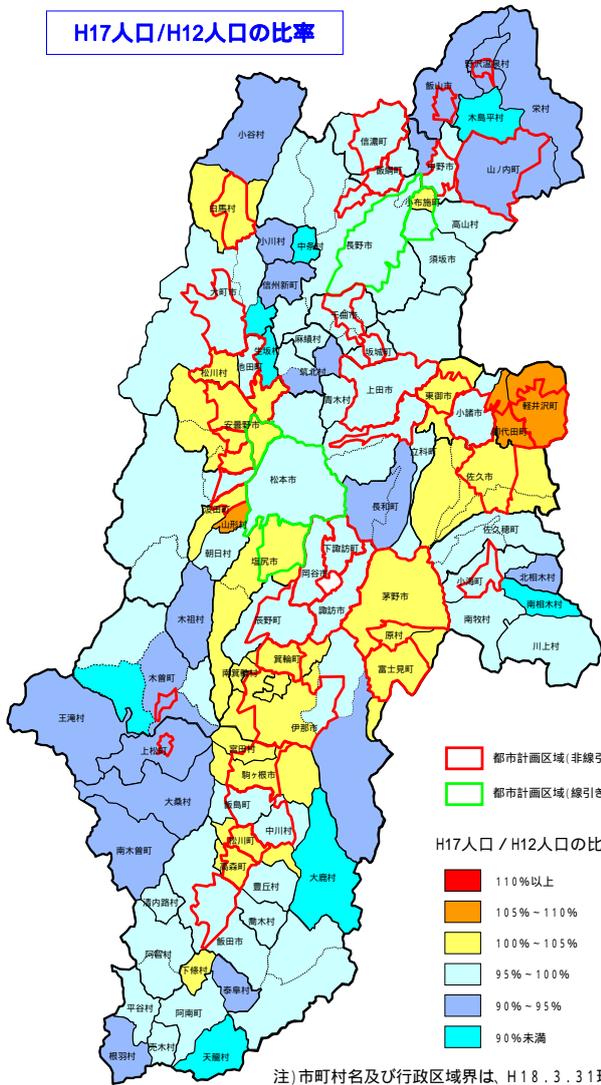


順位	市町村	減少率(%)
1	南相木村	27.7
2	中条村	12.7
3	八坂村	11.5
4	大鹿村	10.9
5	天龍村	10.6
6	生坂村	10.5
7	三岳村	10.2
8	上松町	9.6
9	根羽村	9.2
10	信州新町	9.2

(市町村名はH17.10.1現在)

市町村別の人口増減状況 (H12~H17、出典：国勢調査 (H17は速報値))

H17人口/H12人口の比率



国勢調査の平成12年から17年(速報値)を比較すると、5年間で人口が増加していて、都市計画区域未指定の市町村は、「山形村」、「原村」、「下條村」の3村である。

H17/H12の人口増加率1.0以上で都市計画区域未指定の市町村

